

平成26年4月23日

【照会先】

<次世代法について>

雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課

課長 中井 雅之

課長補佐 川端 裕之

(代表電話)03(5253)1111(内線 7852)

(直通電話)03(3595)3274

平成26年4月23日

【照会先】

<母子寡婦法・児童扶養手当法について>

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

母子家庭等自立支援室

母子家庭等自立支援推進官 山本 博之

室長補佐 度会 哲賢

(代表電話)03(5253)1111(内線 7892)

(直通電話)03(3595)3112

## 次世代法・母子寡婦法・児童扶養手当法が変わります

### ～次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布されました～

次世代法(次世代育成支援対策推進法)、母子寡婦法(母子及び寡婦福祉法)、児童扶養手当法の一部を改正する法律が、本日4月23日に公布されました。  
この法律は、(1)次世代育成支援対策の推進・強化を行うとともに、(2)母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実の措置を講ずることとするものです。

(参考)

[別添1:次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律\(平成26年法律第28号\)概要\(PDF:388KB\)](#)

[別添2:次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律\(平成26年法律第28号\)条文\(PDF:263KB\)](#)

[別添3:次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律\(平成26年法律第28号\)新旧対照表\(PDF:515KB\)](#)